2022 年 11 月 4 日

ジャフコグループ株式会社
取締役会 御中

株式会社シティインデックスイレブンス
代表取締役　福島　啓修

拝啓　時下ますますご清栄のことお慶び申し上げます。

本日（11 月 4 日）貴社と面談をさせていただきましたが、貴社においては弊社が 11 月 3 日付でお送りした書簡記載の弊社の考え方についてご理解いただけていないものと考えます。

弊社としましては、現状では、貴社が実施される予定である自己株式取得の公開買付けに応募できないと考えており、協議が合意に至る前に秘密保持契約の期限を迎える可能性が高いと考えております。よって、弊社といたしましては、弊社と貴社が合意に至らない場合、秘密保持契約の有効期間満了後については下記の方針であることをお伝えさせていただきます。

① 秘密保持契約の有効期限である 11 月 7 日までに合意に至らなかった場合、弊社は、秘密保持契約の有効期間満了後、これまでの貴社とのやり取りについて、株主の皆様に対する開示を含め、これを公表する予定です。貴社においても同様の対応をとっていただけますようお願いいたします。

② 貴社が実施する意向を示された株主価値向上策（野村総研株式の売却、ファンド出資比率の減少、自己株式取得）は貴社の全株主の株主価値向上に資するものですので、弊社が応募契約に応じるか否かにかかわらず、全株主のために実施していただけますようお願いいたします。

③ 弊社はこれまで 20%以上の議決権に相当する貴社株式を取得する予定はありませんでしたが、弊社と貴社が合意に至らず、適切な株主価値向上策を発表しないのであれば、弊社としては、20%以上の議決権に相当する貴社株式を取得することも一つの選択肢として検討せざるを得なくなると考えております。検討の結果、従前の方針を変更して 20%以上の議決権に相当する貴社株式を取得する方針となったときは、貴社の買収防衛策に規定されている「大規模買付行為等趣旨説明書」を貴社に提出いたします。その際は、買収防衛策についての株主意思確認総会の開催に至る一連のプロセスを開始していただけますようお願いいたします。株主意思確認総会で買収防衛策の発動が承認された場合は、20%以上の取得は行わない予定です。この点、貴社はこの株主意思確認総会において MOM の採用を検討されているのか

も知れませんが、通常通り、弊社らを含めて全ての株主が議決権を行使できる株主意思確認総会を開催すべきであると考えております。

敬具